

登校許可証

(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は別紙)

東海大学付属甲府高等学校長 殿

年 組 番 生徒氏名

1 診 断 名 :

2 出席停止期間 : 月 日 () ~ 月 日 () まで

なお登校は 月 日 () より可能です。

3 特記事項等 :

上記の通り、登校を許可します。

20 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

承認	校長	副校長	教頭補佐	教務主任	学年主任	担任

(捺印・承認後は養護教諭が保管)

学校感染症一覧

	病 名	出席停止の期間
第1種	<p>エボラ出血熱、 クリミヤ・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 SARS コ ロナウイルスであるものに限る)</p> <p>中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コ ロナウイルスであるものに限る)</p> <p>及び特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医 療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフル エンザをいう。次号及び第 19 条第 2 号イにお いて同じ。)</p> <p>新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症</p>	<p>治癒するまで</p>
第2種	<p>インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)</p>	<p>発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 を経過するまで</p>
	<p>百日咳</p>	<p>特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで</p>
	<p>麻疹(はしか)</p>	<p>解熱した後 3 日を経過するまで</p>
	<p>流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)</p>	<p>耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</p>
	<p>風疹(三日はしか)</p>	<p>発疹が消失するまで</p>
	<p>水痘(水ぼうそう)</p>	<p>すべての発疹が痂皮化するまで</p>
	<p>咽頭結膜熱(プール熱)</p>	<p>主要症状が消退した後 2 日を経過するまで</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症</p>	<p>発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した 後 1 日を経過するまで</p>
	<p>結核 髄膜炎菌性髄膜炎</p>	<p>症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで</p>
第3種	<p>コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎(アポロ) その他の感染症</p>	<p>病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで</p>